

杉並区の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

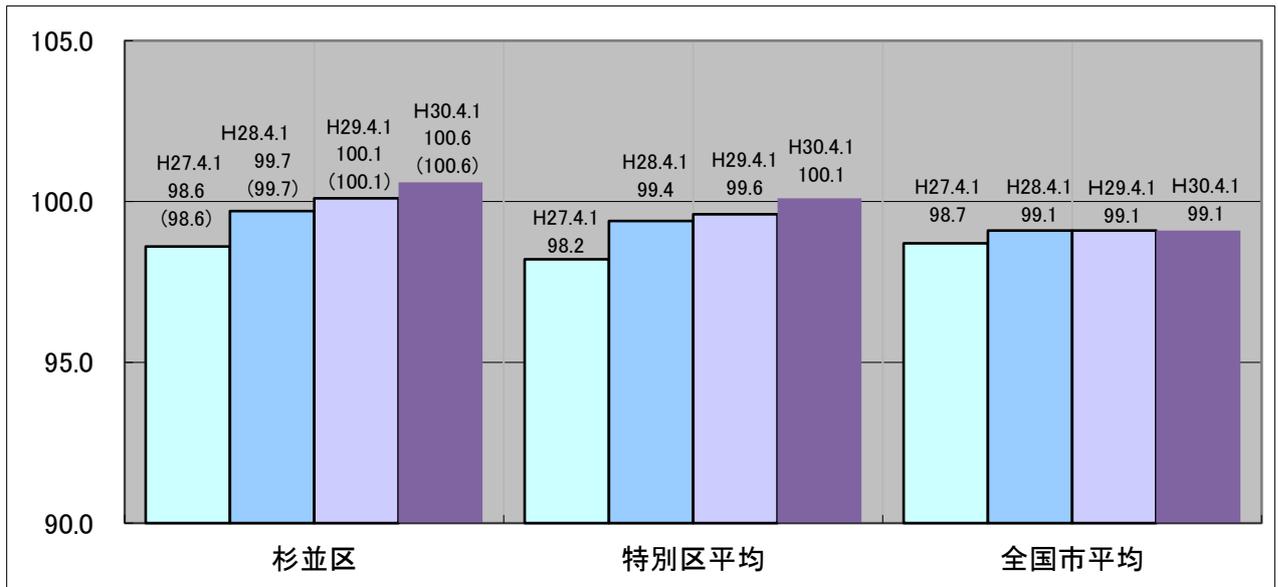
区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日現在)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
29年度	人 564,489	千円 185,236,128	千円 8,781,699	千円 3,669,818	% 19.8	% 20.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 特別区平均 一人当たりの給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
29年度	人 3,330	千円 12,753,937	千円 4,915,683	千円 5,978,039	千円 23,647,659	千円 7,101	千円 6,890

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成 29 年 4 月 1 日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を 100 として計算した指数。
2 () 書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※平成 30 年 4 月 1 日のラスパイレス指数が 100 を超えている理由及び改善の見込みについて

ラスパイレス指数は、前年度比で 0.5 ポイント上昇して 100.6 となった。
類似団体、全国市平均と比較すると職員の平均年齢及び平均給料月額が高いため指数がやや上回っているが、国との均衡はほぼ保たれていると捉えている。
今後も職員数の削減や業務の委託化に取り組み、一層の給与の適正化を進めていく。

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
30年度	383,760円	393,431円	△9,671円 (△2.46%)	△2.46%	改定未実施	0.16%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレース比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
30年度	4.62月	4.50月	0.12月	0.10月	4.50月	4.45月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

(給料表の改定時期) 平成27年4月1日

(内容) 行政職(一)の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引き下げ。他の給料表については、行政職(一)との均衡を考慮し改定。

②地域手当の見直し

(支給割合) 国基準20%に対し、杉並区においても20%を支給。

(実施時期) 平成27年4月1日より実施。

(参考)

	平成26年度 支給割合	平成27年度 支給割合		平成28年度 支給割合	平成29年度 支給割合	平成30年度 支給割合
		4月1 日時点	遡及改 定後			
国基準による 支給割合	18%	18%	18.5%	20%	20%	20%
杉並区の支 給割合	18%	20%	20%	20%	20%	20%

③その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。

(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(30年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
杉並区	42.8歳	320,677円	461,338円	402,336円
東京都	41.5歳	314,490円	444,592円	395,638円
国	43.5歳	329,845円	—	410,940円
特別区	41.2歳	307,876円	428,762円	386,614円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A / B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
杉並区	51.9歳	386人	308,092円	417,134円	381,764円	—	—	—	—
うち清掃職員	50.1歳	203人	314,192円	446,996円	393,988円	廃棄物処理業従業員	45.8歳	293,000円	1.53
うち学校給食員	53.4歳	49人	300,382円	381,990円	369,623円	調理士	41.0歳	295,600円	1.29
うち守衛	56.1歳	10人	295,520円	434,012円	362,364円	守衛	63.1歳	233,600円	1.86
うち用務員	53.7歳	66人	298,700円	372,714円	364,670円	用務員	55.6歳	207,200円	1.80
うちその他	54.1歳	58人	306,116円	389,945円	372,035円	—	—	—	—
東京都	49.7歳	1,418人	292,009円	391,826円	361,938円	—	—	—	—
国	50.7歳	2,553人	286,817円	—	328,637円	—	—	—	—
特別区	51.8歳	295人	301,331円	404,146円	372,819円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース (試算値) の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
杉並区	—	—	—
うち清掃職員	7,157,471円	4,038,000円	1.77
うち学校給食員	6,286,757円	3,914,500円	1.61
うち守衛	6,960,695円	3,061,600円	2.27
うち用務員	6,197,820円	2,808,700円	2.21
うちその他	6,440,878円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成27～29年の3か年平均) 調理師・守衛については東京都平均、廃棄物処理業従業員・用務員については全国平均となっている。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
杉並区	36.4歳	322,081円	417,988円
東京都	40.5歳	339,718円	439,954円
特別区平均	37.3歳	318,638円	426,517円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額 (国ベース)」は国家公務員と同じベース (=時間外勤務手当等を除いたものである) で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（30年4月1日現在）

区 分		杉並区	東京都	国
一般行政職	大学卒	183,700円	182,700円	179,200円
	高校卒	147,100円	144,600円	147,100円
技能労務職	高校卒	139,400円	142,000円	—
教育職	大学卒	194,800円	196,300円	—
	短大卒	177,300円	179,400円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（30年4月1日現在）

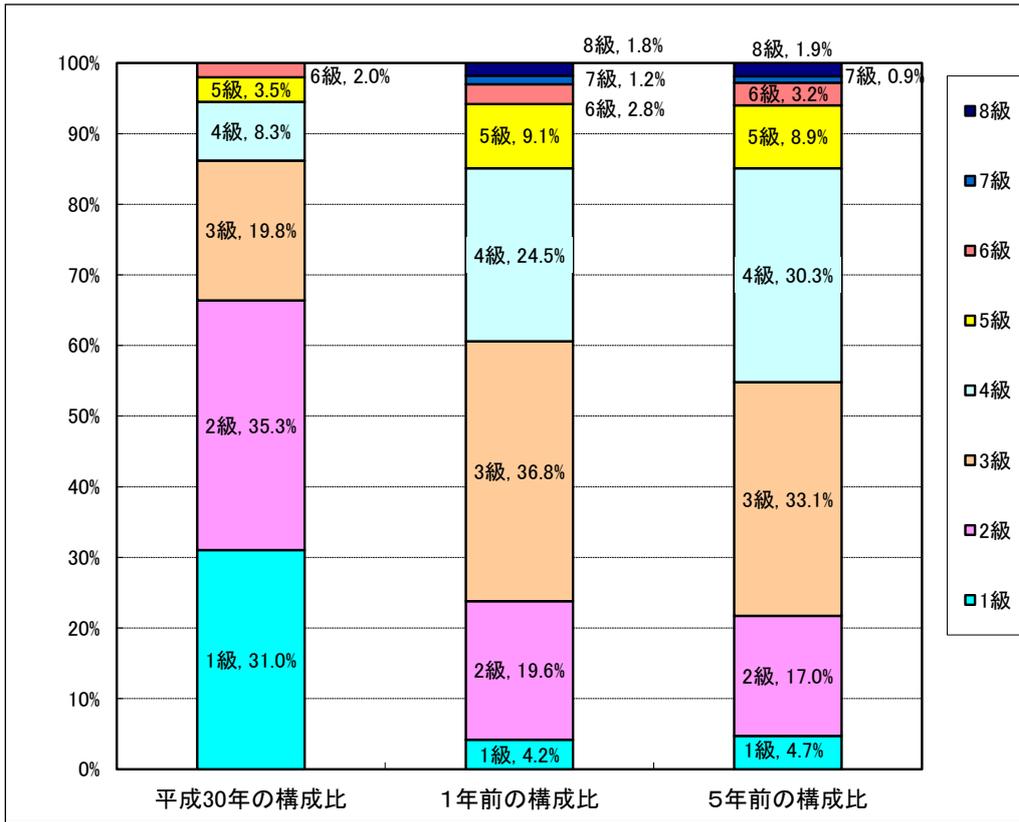
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	279,843円	371,127円	375,325円	395,975円
	高校卒	234,240円	325,393円	352,332円	367,608円
技能労務職		—	304,995円	299,000円	299,225円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

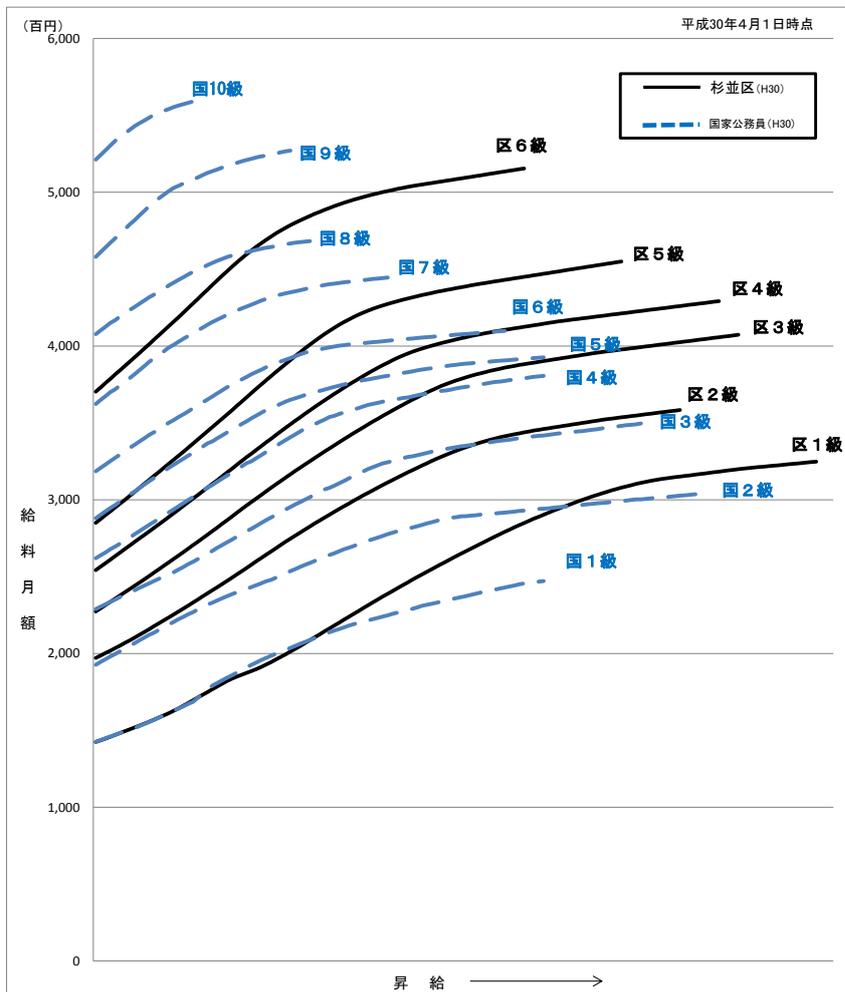
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（30年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号級の給料月額	最高号級の給料月額
6 級	部長	33人	2.0%	370,300円	515,500円
5 級	課長	59人	3.5%	285,000円	455,000円
4 級	課長補佐	139人	8.3%	254,200円	429,200円
3 級	係長	331人	19.8%	227,300円	407,300円
2 級	主任	589人	35.3%	197,100円	358,400円
1 級	係員	517人	31.0%	142,500円	324,800円

- (注) 1 杉並区の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 地方公務員給与実態調査による一般行政職を対象とする。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（30年4月1日現在）



(2) 昇給への人事評価の活用状況（杉並区）

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分		○	○	○	○
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

杉並区	東京都	国
1人当たり平均支給額（29年度） 1,722千円	1人当たり平均支給額（29年度） 1,810千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.90月分 (0.90月分)	(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.90月分 (0.90月分)	(29年度支給割合) 期末手当 2.60月分 (1.45月分) 勤勉手当 1.80月分 (0.85月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・職務段階別加算 5～20% ・管理職加算 15～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・職務段階別加算 3～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による 加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（杉並区）

平成30年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している		○		○	
活用している成績率		支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率		○	○	○	○
上位、標準の成績率					
標準、下位の成績率					
標準の成績率のみ（一律）					
ロ. 人事評価を活用していない					
活用予定時期					

(2) 退職手当（30年4月1日現在）

杉並区			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	18.00月分	24.55月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.00月分	32.95月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.75月分	47.70月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	39.75月分	47.70月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
1人当たり平均支給額	1,532千円	21,925千円	—	—	—
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。
支給率は平成30年度適用の支給率。

(3) 地域手当（30年4月1日現在）

支給実績（29年度決算）		2,722,305千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（29年度決算）		754,310円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
特別区	20%	3,743人	20%

(4) 特殊勤務手当 (30年4月1日現在)

支給実績 (29年度決算)		36,698千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)		122,736円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (29年度)		10.24%		
手当の種類 (手当数)		6種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (29年度決算)	左記職員に対する支給単価(日額)
特定危険現場業務手当	建築課・営繕課担当職員	昇降機検査業務、高所作業	3,900円	170~400円
福祉事務所等業務手当	福祉事務所・高齢者施策課・高齢者在宅支援課・介護保険課担当職員	家庭等の訪問	2,988,620円	460円
防疫等業務手当	保健所・保健センター等担当職員	感染症・結核患者等へ接触する業務	12,960円	160~700円
有害薬物取締手当	保健所担当職員	有害薬物の検査等	0円	200円
清掃業務手当	清掃事務所等の清掃業務担当職員	廃棄物の処理を直接行う業務及びこれに密接に関連する業務	33,076,400円	700円
教員特殊業務手当	学校・幼稚園・子供の教員	非常災害時の緊急業務等	616,300円	1,700~6,400円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (29年度決算)	1,297,927千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)	375千円
支給実績 (28年度決算)	1,415,792千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (28年度決算)	402千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (29年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	<p>【内容】扶養親族を有する職員に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)配偶者及び配偶者のない子のうち1人 10,000円</p> <p>(2)子 7,500円</p> <p>(3)その他の扶養親族 6,000円</p> <p>※満15歳に達する最初の4月1日から満22歳に達する最初の3月31日までの間の子がいる場合は、4,000円加算</p>	異なる	<p>[国]</p> <p>(1)配偶者 6,500円</p> <p>(2)子 10,000円</p> <p>(3)その他の扶養親族 6,500円</p> <p>※16~22歳の扶養親族である子1人につき5,000円の加算</p>	209,603千円	179,917円
住居手当	<p>【内容】借家・借間に居住する世帯主(準ずる者を含む)である者</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)27歳以下の者 27,000円</p> <p>(2)32歳以下の者 17,600円</p> <p>(3)33歳以上の者 8,300円</p>	異なる	<p>[国]</p> <p>家賃負担者 最高27,000円</p>	125,005千円	165,132円

通勤手当	<p>【内容】通勤のために交通機関等を利用し運賃等の負担を常例とする職員又は自転車等交通用具の使用を常例とする職員に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)交通機関等利用者 原則として6か月定期代</p> <p>(2)交通用具使用者 交通用具の区分・使用距離に応じた定額(①～②)×6か月</p> <p>①一般 : 2,600～13,000円 ②障害者 : 3,900～24,900円</p> <p>(3)交通機関・交通用具併用者 原則として(1)と(2)の合計額</p> <p>※1月当たり支給最高限度額55,000円</p>	異なる	[国] (2)交通用具使用者 通勤距離に応じて2,000～31,600円	429,954千円	131,083円
単身赴任手当	<p>【内容】公署を異にする異動等に伴う転居のため、配偶者と別居し、単身で生活することを常況とし、距離制限(片道80km以上)を満たす職員に支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)基礎額 30,000円 (2)加算額 6,000～14,000円(配偶者との住居の距離が100km以上の場合に加算)</p>	異なる	[国] 配偶者宅との交通距離に応じ、30,000～100,000円	960千円	480,000円
管理職手当	<p>【内容】管理又は監督の地位にある職員のうち特に指定するものに支給</p> <p>【支給額】</p> <p>(1)部長 127,600円 (2)重要困難課長 101,500円 (3)課長 91,700円</p>	異なる	[国] 支給金額	163,125千円	1,182,063円
初任給調整手当	<p>【内容】専門的な知識を有する職員の採用を容易にするため、民間賃金との較差を考慮して設けられた手当。医師及び歯科医師に支給</p> <p>【支給額】 118,000～268,500円</p>	異なる	[国] 414,300円以内を支給	11,660千円	2,332,080円
休日給	<p>【内容】休日に正規の勤務時間中に勤務した職員に支給</p> <p>【支給額】 勤務1時間当たりの給与額×135/100</p>	同じ		101,578千円	130,900円
夜勤手当	<p>【内容】正規の勤務時間として、午後10時から翌日午前5時までの間に勤務した職員に支給</p> <p>【支給額】 勤務1時間当たりの給与額×25/100</p>	同じ		2,030千円	78,062円
宿日直手当	<p>【内容】宿日直勤務した場合に支給</p> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・休日、夜間警戒本部に勤務 5時間未満 4,600円 5時間以上 9,200円 ・上記以外の勤務 5時間未満 3,200円 5時間以上 6,400円 <p>※年末年始加算あり</p>	異なる	[国] 勤務の態様に応じその勤務1回につき、4,200～20,000円を支給。	4,487千円	50,991円

管理職特別勤務手当	<p>【内容】 管理職が週休日、休日又は平日深夜に勤務し代休日を取得できない場合に支給</p> <p>【支給額】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・部長 6時間以下：12,000円 6時間超：18,000円 平日深夜：6,000円 ・課長 6時間以下：10,000円 6時間超：15,000円 平日深夜：5,000円 	異なる	[国] 勤務1回につき6,000～18,000円を支給。6時間を超える勤務については、5割増。平日深夜については、3,000円～6,000円。	884千円	44,200円
義務教育等教員特別手当	<p>【内容】 義務教育諸学校等の教育職員に優秀な人材の確保することを目的とした手当。</p> <p>【支給額】</p> <p>職務の級及び号級により</p> <ul style="list-style-type: none"> 幼稚園 1,120円～4,150円 小学校 2,270円～7,950円 			5,540千円	42,615円

5 特別職の報酬等の状況（30年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
			(参考) 類似団体における最高/最低額	
給料	区 長	1,119,700円	1,256,500円	974,800円
	副 区 長	897,300円	1,014,800円	828,600円
	教 育 長	769,000円		
	代表監査委員(常勤)	691,700円		
報酬	議 長	861,200円	956,000円	861,200円
	副 議 長	779,300円	813,300円	756,100円
	議 員	599,300円	681,200円	589,000円
期末手当	区 長		3.98月分	
	副 区 長		3.98月分	
	教 育 長		3.98月分	
	代表監査委員(常勤)		3.98月分	
	議 長		3.73月分	
	副 議 長		3.73月分	
	議 員		3.73月分	
退職手当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	区 長	給料×在職年数×450/100	2,015万円	任期毎
	副 区 長	給料×在職年数×306/100	1,098万円	任期毎
	教 育 長	給料×在職年数×234/100	540万円	任期毎
	代表監査委員(常勤)	給料×在職年数×216/100	598万円	任期毎

(注)退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。ただし、教育長の場合は、1期（3年＝36月）の見込額である。

6 職員数の状況

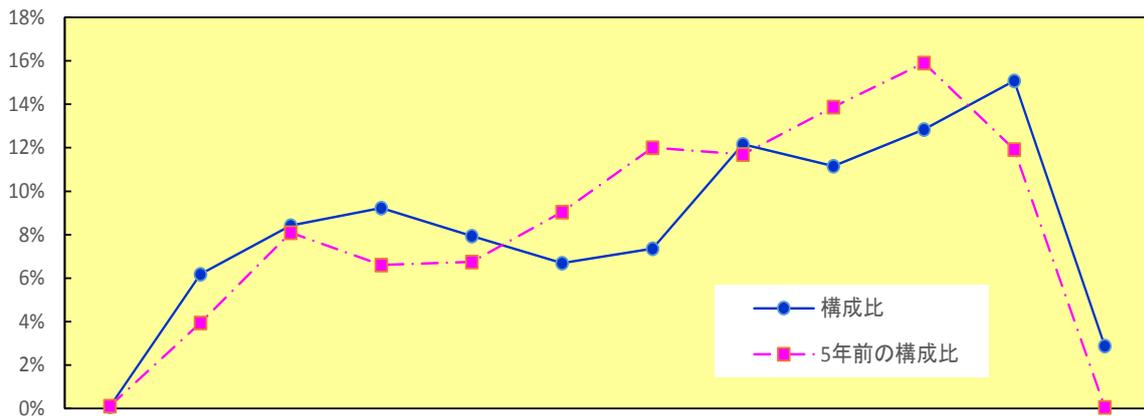
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由	
		平成29年	平成30年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	15	15	0	
		総務	497	522	25	オリンピック・パラリンピック職員派遣、全庁システム改修による増
		税務	108	115	7	ふるさと納税業務増、徴税強化による増
		民生	1,525	1,541	16	上井草保育園、成田西学童クラブ業務委託による減、待機児童対策による増
		衛生	412	411	△1	現業系職員退職不補充による減
		労働	3	5	2	障害者就労支援業務増
		農林水産	3	3	0	
		商工	21	21	0	
		土木	328	331	3	建築物耐震不燃化業務増
		計	2,912	2,964	52	<参考> 人口1万人当たり職員数 <u>52.51</u> 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 <u>55.91</u> 人)
	教育部門	418	408	△10	学校給食・学校警備・学校用務の委託、区費教員の退職不補充による減	
小 計	3,330	3,372	42	<参考>人口1万人当たり職員数 <u>59.74</u> 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 <u>62.76</u> 人)		
公営企業等会計部門	その他	121	108	△13	国保年金課専門定型業務委託による減	
合 計		3,451 [3,649]	3,480 [3,649]	29 [0]	<参考>人口1万人当たり職員数 <u>61.74</u> 人	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員で、自治法派遣の職員を除く
 2 合計欄の[]は、条例定数の合計

(2) 年齢別職員構成の状況（平成 30 年 4 月 1 日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	3	215	293	321	276	233	256	423	388	447	525	100	3,480

（注）上記職員数は、再任用フルタイム職員を含む

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部門	区分							過去5年間の増減数(率)
	25年	26年	27年	28年	29年	30年		
一般行政部門	2,922	2,897	2,892	2,890	2,912	2,964	42 (101.4%)	
教育部門	497	478	457	442	418	408	△89 (82.1%)	
普通会計部門計	3,419	3,375	3,349	3,332	3,330	3,372	△47 (98.6%)	
公営企業等会計計	140	139	138	144	121	108	△32 (77.1%)	
総合計	3,559	3,514	3,487	3,476	3,451	3,480	△79 (97.8%)	